

## 令和3年度甲賀市子育て応援・定住促進リフォーム事業補助金申込書

ふりがな			受付印
申込者氏名 対象物件の所有者			
申込者住所	〒            —		
対象物件 申込者住所と同じ場合は記入不要です。	〒            — 甲賀市	※ 現在対象物件に居住していない場合は、令和3年度中に転入・転居により居住していただくことが条件です。	
電話番号	自宅            —	携帯            —            —	
事業区分 右の項目にチェックをしてください。	<input type="checkbox"/> ①子育て世帯 <input type="checkbox"/> Iターン <input type="checkbox"/> Uターン)		※ 複数項目に該当する場合も、いずれか一つのみ選択してください。 ※ 世帯要件確認の為、添付書類(詳細は枠下)が必要です。 ※ Iターン・Uターンに該当する場合のみチェックして裏面に記載をお願いします。
	<input type="checkbox"/> ②高齢者世帯 <input type="checkbox"/> ③障がい者世帯		
	<input type="checkbox"/> ④一般世帯		
びわ湖材区分 右の項目にチェックをしてください。	びわ湖材の使用について <input type="checkbox"/> ①使用する <input type="checkbox"/> ②使用しない	※ びわ湖材の使用については、びわ湖材取扱認定事業体に登録された市内業者から納入のこと ※ 仕上げ材として10㎡以上又は構造材として1㎡以上の使用が必要です。	
工事内容 右の項目にチェック又は内容をお書きください。	<input type="checkbox"/> ① 屋根・樋 <input type="checkbox"/> ⑤ 下水道工事 <input type="checkbox"/> ② 外装 <input type="checkbox"/> ⑥ 畳・床 <input type="checkbox"/> ③ 内装 <input type="checkbox"/> ⑦ サッシ・建具 <input type="checkbox"/> ④ トイレ・浴室・キッチン	<input type="checkbox"/> ⑧ その他 内容をご記入ください	
総工事費	円		
補助対象工事費	円		※ 10万円以上の工事が対象となります。
施工業者名			※ 市内の個人事業主、及び市内に本社がある業者をご記入ください。
施工業者住所	甲賀市		
予定工期	年    月    日 ～            年    月    日		※R3.4.1～R4.3.31までの工事に限る。
確認事項 右の項目にチェックをしてください。 ※すべてに☑できた人のみ補助対象となります。	<input type="checkbox"/> 平成23～令和2年度に補助を受けた方及び住宅でない。 <input type="checkbox"/> 令和3年度三世帯同居・近居リフォーム補助・空き家リフォーム補助の申請を併用していない。 <input type="checkbox"/> 申込者が所有し、自ら居住している又は年度内に居住する市内の住宅である。 <input type="checkbox"/> 市税等の滞納をしていない。 <input type="checkbox"/> 店舗・事務所ではない。 <input type="checkbox"/> 暴力団排除条例の規定による者と関係を有していない。 <input type="checkbox"/> 工事前写真が必要 <input type="checkbox"/> Iターン・Uターン世帯の場合は当該年度内に居住すること。		

**添付書類**(この申込書に必ず添付してください。)

申込時に事業区分確認のため、①子育て世帯、②高齢者世帯は、世帯要件の対象となる方の健康保険証、住民票記載事項証明書などの写しが必要です。また、障がい者世帯については、障害者手帳等(住所表記部分含む)の写しが必要です。④一般世帯は添付書類不要です。

※裏面に住所記載の保険証の場合、裏面の写しも必要となります。

**(提出期限)           2021年5月31日(月)【必着】(郵送の場合も必着・FAX不可)**

(お問合せ・申込先)      〒528-8502   甲賀市水口町水口6053番地  
甲賀市役所 商工労政課      TEL69-2188  
(市内の各地域市民センター窓口でも提出可)

Iターン・Uターン世帯のみ記入

申込者 家族構成	氏 名	続柄(申請者からみて)

※ 交付申請時又は実績報告時に全世帯員の転入後住民票添付が必要です。